

令和7年度 新規就農等の受入体制確保に係る調査業務委託先

募集要項

1 業務の目的

(1) 新規就農者等マッチング支援及び参入等促進調査

市町村において、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」が策定されたが、将来の受け手が不在となっている農地が多く、遊休農地化が懸念されている。

将来の受け手が不在となった要因として、人口減少等に伴う担い手不足や高齢化・後継者不足があり、地域計画において将来の受け手を位置付けていくためには、新規就農や法人の新規参入、既存の担い手農家等の規模拡大（以下「新規参入等」という。）の推進を図っていく必要がある。

しかしながら、新規参入等に当たって必要となる情報が集約されていないことや、他地域からの参入に当たっては、様々な障壁があり、なかなか進まないことが課題となっている。

その課題解決に向け、新規就農希望者、法人等の新規参入希望者及び規模拡大を希望する既存の担い手農家（以下「新規就農者等」という。）と受け手不在の農地のマッチングを支援するため、市町村・農業委員会・農業協同組合・県等各セクションに必要となる情報を調査・整理し、指針を策定する。

なお本県は令和7年度から、就農支援情報を載せた「就業支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を構築することとしており、調査・整理した情報で公表可能なものはプラットフォームに掲載する。

また、他地域からの参入（他業種からの参入を含む）については、参入に当たっての障壁やその障壁に対する解決策等の情報を調査・整理し、他地域からの参入等に向けた指針を策定する。

(2) 都市近郊地域における産地直売所の活性化及び将来ビジョン調査

本県は農業が盛んで、産地と消費地が近いという特色から、農産物直売所の年間販売金額が全国1位で、多くの消費者が産地直売所を利用する風土がある。また、産地直売所は小ロットでも出荷可能であるため、新規就農者等の重要な販路の1つである。一方で、都市近郊地域における産地直売所では、生産者の減少等により、品揃えが少ない、販売量の減少等の課題を抱えている。

そこで、プラットフォームにおいて新規就農者等と産地直売所のマッチングを支援するため、新規就農者等が産地直売所へ出荷するにあたり必要となる情報を調査・整理する。

また、将来的にも地域農業活性化の拠点として産地直売所を活用していくため、産地直売所における現状及び課題を整理し、産地直売所の将来ビジョンをとりまとめる。

2 業務の内容

別添「令和7年度 新規就農等の受入体制確保に係る調査業務基本仕様書」のとおり。

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

4,944,999 円（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。

ただし、規則第 129 条の 3 の各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日（2025 年 9 月中旬予定）から 2026 年 2 月 27 日（金）まで

(5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

4 事業者の選定

企画提案を募り、選考を経て 1 事業者を決定し、業務を委託する。

5 募集期間

2025 年 8 月 18 日（月）から 8 月 29 日（金）まで

6 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、契約の日までに以下の取扱内容に登録されていること。
業務（大分類）「03：役務の提供等」
営業種目（中分類）「07：調査委託」
- (3) 事業を円滑に推進し、不測の事態にも迅速な対応ができるよう、県内に本店又は支店等があること。
- (4) プロポーザル開始の日から契約の日までの間に、県から指名停止を受けている日が含まれないこと。
- (5) 代表者が破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

7 応募方法等

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（様式 1）

イ 添付書類

(ア) 応募者の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(イ) 定款及び寄付行為、規約等

(ウ) 直近 2 か年の決算報告書。なお、法人設立直後で決算を迎えていない場合は企画提案書（様式 1）の 1 「提案者の概要」に「法人設立直後で決算未到来」と記入すること。

(エ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書

(オ) 諸規定（経費の積算基礎となるもの）

(カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 2）

※ 7 (1) イ (カ) の記載されている取組について、該当する取組がある場合、必要書類を添付して提出すること。

※ 紛失等により登録証等を所持していない場合は、登録等の事実について書面（再発行された登録証等又は証明書など）により確認するものとする（別紙 1 「登録証明書」参照）。

ウ 提出部数 各 1 部。データのみによる提出可。

(2) 提出期限

2025 年 8 月 29 日（金）午後 5 時（必着）

※ 募集期間の受付時間は、土日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受け付けすることができない。

(3) 提出方法

データの場合は、下記メールアドレスに送付する。なお、データサイズが 15MB を越える場合は、送付を複数回に分けるか、大容量メール便等により送付すること。紙により提出する場合は、持参若しくは郵送等で提出する。

※ 郵送等の場合は、配達都合で期限時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

(4) 企画提案書作成上の注意

ア 書類の様式

用紙サイズは A4 判（横書きとし、ページ番号付き）とすること。

イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (イ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合
- (オ) 第三者の著作権等の権利を侵害した場合
- ウ 複数提案の禁止
応募者は、複数の提案書類の提出はできない。
- エ 提出書類の変更の禁止
提出書類の問合せ、変更、差し替え又は再提出には原則として応じない。
- オ 提出書類の管理等
 - (ア) 応募書類は返却しない。
 - (イ) 提出書類に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
 - (ウ) 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
 - (エ) 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画提案書は県と協議の上、決定する。

(5) 提出先及び問合せ先

ア 提出先

〒460－8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

メール nogyo-shinko@pref.aichi.lg.jp

イ 問合せ先

- (ア) 新規就農者等マッチング支援及び参入等促進調査に関する問合せ先

愛知県農業水産局 農政部 農業振興課 利用集積グループ

担 当 近藤、森下

電 話 052-954-6404 (ダイヤルイン)

- (イ) 都市近郊地域における産地直売所の活性化及び将来ビジョン調査に関する問合せ先

愛知県農業水産局 農政部 農業振興課 農村対策グループ

担 当 後藤、西山

電 話 052-954-6406 (ダイヤルイン)

※ 応募に関する問合せは、電子メールとし、質問に対する回答は農業振興課 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-shinko/>) に掲載する。

なお、電子メールの件名等に「令和 7 年度新規就農等の受入体制確保に係る調査業務に関する質問」と明記すること。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法等

提出後は県が書類の形式審査を行い、別に設置する審査委員会で応募者の審査と選定を行う。

なお、審査は非公開で行い、審査に関する問合せには応じない。また、審査委員会の構成員氏名等についても公表しない。

(2) 審査委員会

審査委員会において、応募者からプレゼンテーションを行うこととする（1 応募者あたり説明 15 分、質疑応答 10 分を予定）。

なお、審査委員会は以下のとおり開催する。

ア 日 時

2025 年 9 月 9 日（火）午前 9 時 30 分から正午まで

※企画提案者は自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

集合場所やプレゼンテーション時間については、追ってメール等で連絡する。

イ 場 所

愛知県庁 西庁舎 10 階 共用会議室

ウ 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

(ア) 事業の実現性・実効性について

a 事業の実施体制等

b 企画提案者の事業基盤

(イ) 提案内容の優良性について

a 事業の実施方法

b 事業の内容

(ウ) 社会的価値の実現に資する取組について

(3) 予備審査

応募者が 6 件以上の場合、以下のとおり審査委員会事務局による予備審査を行う。

なお、予備審査も非公開とし、構成員氏名等についても公表しない。

ア 提出書類の書面審査を行う。

イ 審査基準は審査委員会に準ずる。

ウ 応募者の順位を付け、上位 5 件を審査委員会へ付議する。

エ 予備審査会の結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさない。

オ 予備審査会の結果は、全ての応募者へメール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(5) 通知

審査結果は選定後、速やかに応募者へ文書で通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託金額限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

応募時の見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

10 スケジュール（予定）

2025 年 8 月 18 日	委託先募集開始
2025 年 8 月 29 日	企画提案書の提出期限
2025 年 9 月 9 日	審査委員会による審査、委託先の決定
2025 年 9 月中旬	契約締結
2026 年 2 月下旬	事業完了
2026 年 2 月下旬	完了報告書の提出、完了検査
2026 年 3 月上旬	請求書の提出
2026 年 3 月中旬	委託料の支払い

11 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出、審査委員会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、県は受託者と協議のうえ、契約の変更を行うことができるものとする。
- (3) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約手続きを選択することができる。電子契約の詳細については、愛知県の HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。